

ふくしま農商工連携ファンド事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふくしま農商工連携ファンド事業実施要領第9条の規定に基づき、公益財団法人福島県産業振興センター（以下「センター」という。）が福島県内の中小企業者等と農林漁業者との連携（以下「農商工連携という。」）による農林水産物の高付加価値化等に向けた取り組みを支援する助成金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者、NPO法人、農林漁業者及び農商工連携支援機関とは、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業整備基盤機構法（平成14年法律第147号）第2条の次の各号のいずれかに該当するもの（うち農林漁業者を除く。）をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからオまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（オに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（オに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（オに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

オ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに次の表に定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに次の表に定める数以下の会社及び個人であって、次の表で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
3	旅館業	5千万円	200人

カ 企業組合

キ 協業組合

ク 事業協同組合、商工組合、商店街振興組合又はその連合会

(2) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

- (3) 農林漁業者 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項に規定する農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。
- (4) 農商工連携支援機関 ふくしま農商工連携ファンドによる支援事業計画の推進にあたり、支援役として必要と認められる福島県内の農林水産関係団体、商工関係団体、金融関係団体、産学連携機関等をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農商工連携創出事業 福島県内に事務所・事業所を有する中小企業者、NPO法人等若しくは交付決定後1年以内に福島県内において創業する者、又はそれらにより構成するグループ（以下「中小企業者等」という。）と福島県内の農林漁業者との連携体
- (2) 農商工連携支援機関による支援事業 中小企業者等と農林漁業者との連携体を支援する事業を行う農商工連携支援機関

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 農商工連携創出事業

新商品や新サービスに関する事業可能性の調査や、新たな技術の開発や既存技術を活用した新商品・新サービスの開発、試作品の開発・改良及び試作品等の市場評価の収集や展示会への出展などの販路開拓に必要な事業等のいずれか又はこれらを組み合わせた事業

- (2) 農商工連携支援機関による支援事業

前号に掲げる事業に取り組む中小企業者等と農林漁業者との連携体の事業化の促進に資する事業

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(助成率)

第6条 助成率は、助成対象経費の総額の5分の4以内（農商工連携支援機関にあつては10分の10以内）とする。

(助成限度額及び助成期間)

第7条 助成限度額及び助成期間は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 農商工連携創出事業

助成限度額	助成期間
6,000千円/年	初回の交付決定の日から3年以内

- (2) 農商工連携支援機関による支援事業

助成限度額	助成期間
3,000千円	交付決定の日から1年以内

(採択基準)

第8条 助成対象事業は、次に掲げる基準を勘案し、採択するものとする。

(1) 共通基準

- ア 助成対象者及び助成対象事業の適格性
- イ 事業の必要性
- ウ 事業計画の実現性
- エ 事業遂行能力
- オ 財務内容

(2) 個別基準

- ア 農商工連携創出事業
  - (ア) 事業内容の新規性・独創性
  - (イ) 事業の市場性・将来性
  - (ウ) 地域経済への効果
- イ 農商工連携支援事業
  - 地域経済への貢献度

2 農商工連携創出事業の採択にあたっては、「生産」から「商品開発・加工」、「販売・流通」までのプロセスについて、それぞれの段階での連携に止まることなく、「安心・安全」「健康・エコ」「地域循環」などの視点から、ストーリー性のある商品としてトータルプロデュースされている取り組みを優先するものとする。

(交付要望)

第9条 助成金の交付を要望する者（以下「要望者」という。）は、「ふくしま農商工連携ファンド事業助成金交付要望書（様式第1号）」をセンター理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。その提出期限は、理事長が別に定める日とする。

2 農商工連携創出事業の助成金については、前項に定める要望書を1年毎に提出するものとする。

(採択)

第10条 理事長は、助成金の交付の要望があったときは、別に定めるふくしま農商工連携ファンド事業審査委員会の審査を経て採択するものとし、速やかに「ふくしま農商工連携ファンド事業助成金採択（不採択）通知書（様式第2号）」により通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において必要があるときは、助成金の交付の要望に係る事項に修正を加えて採択の決定をするものとする。

(交付申請)

第11条 前条第1項の規定により採択の通知を受けた要望者は、「ふくしま農商工連携ファンド事業助成金交付申請書（様式第3号）」を理事長に提出しなければならない。その提出期限は、理事長が別に定める日とする。

2 農商工連携創出事業の助成金については、前項に定める申請書を1年毎に提出するものとする。

3 前条第2項の規定により、助成金の交付の要望に係る事項に修正を加えて採択の決定を受けた要望者は、その修正を加えた内容の申請書を提出するものとする。

(交付決定)

第12条 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、速やかに提出書類を審査した上で助成金の交付の決定を行い、「ふくしま農商工連携ファンド事業助成金交付決定通知書(様式第4号)」により通知するものとする。

(交付条件)

第13条 理事長は、次に掲げる事項を、助成金の交付を決定するにあたっての条件とする。

- (1) 助成金の交付の決定を受けて実施する助成対象事業(以下「助成事業」という。)の内容又は助成対象経費の配分の変更をしようとするときは、速やかに「ふくしま農商工連携ファンド事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)」を提出し、理事長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに「ふくしま農商工連携ファンド事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)」を提出し、理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに「ふくしま農商工連携ファンド事業事故届出書(様式第6号)」を理事長に提出し、その指示を受けること。
- (4) その他別に指示する事項

2 前項第1号に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 別表に掲げる助成対象経費の区分相互間において、いずれか低い額の50%以内の経費の配分の変更
- (2) 事業の目的に影響しない程度の軽微な内容の変更  
(申請の取下げ)

第14条 助成金の交付の申請をした者が、第12条の規定による通知を受領した後に申請の取下げをしようとするときは、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに「ふくしま農商工連携事業交付申請取下届出書(様式第7号)」を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第15条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 理事長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 助成事業を実施する者(以下「助成事業者」という。)が、その責めに帰すべき事情によらないで、助成事業を遂行することができなくなった場合  
(助成事業の遂行)

第16条 助成事業者は、法令の定め及び助成金の交付の決定の内容並びにこれに付した条件そ

の他理事長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告又は調査)

第17条 理事長は、必要に応じて助成事業者から助成事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることができる。

2 前項の助成事業の状況報告は、「ふくしま農商工連携ファンド事業実施状況報告書(様式第8号)」により理事長が別に定める日までにを行うものとする。

(助成事業の遂行の指示等)

第18条 理事長は、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 理事長は、助成事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該助成事業の中止を命ずるものとする。

(実績報告)

第19条 助成事業者は、第12条により交付決定した期間に係る助成事業が終了したとき(助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、助成事業の成果を記載した実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、「ふくしま農商工連携ファンド事業実績報告書(様式第9号)」により、助成事業が完了した日(助成事業の中止又は廃止の承認を受けた日)から30日以内に行わなければならない。

(助成金の額の確定)

第20条 理事長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、「ふくしま農商工連携ファンド事業助成金額交付確定通知書(様式第10号)」により、当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求)

第21条 助成事業者は、前条の規定による助成金額確定の通知を受けたときは、速やかに「ふくしま農商工連携ファンド事業助成金交付請求書(様式第11号)」を理事長に提出するものとする。

(助成金の支払い)

第22条 理事長は、前条の規定による請求書を受領したときは、速やかに当該助成金を助成業者に支払うものとする。

2 理事長は、必要と認めるときは、概算払の方法により助成金を交付することができる。

3 助成事業者は、前項の規定により、理事長が必要と認めたときは、「ふくしま農商工連携ファンド事業助成金概算払請求書(様式第12号)」を理事長に提出するものとする。

(是正のための措置)

第23条 理事長は、第19条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるとき

は、当該助成事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して指示するものとする。

- 2 第19条第1項の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成事業について準用する。  
(決定の取消し)

第24条 理事長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく理事長の指示若しくは命令に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、第20条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第25条 理事長は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第26条 助成事業者は、第24条の規定による取消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

- 2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

4 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 理事長は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第27条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具、その他備品等の財産を、理事長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、当該耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 助成事業者は、助成事業により備品等を取得し、又は備品等の効用が増加したときは、「ふくしま農商工連携ファンド事業取得財産等管理台帳（様式第13号）」を記帳整理し、これを保管しなければならない。
- 3 助成事業者は、助成事業が完了した後も、助成事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 助成事業者は、第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ「ふくしま農商工連携ファンド事業取得財産処分承認申請書（様式第14号）」を理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の承認をした助成事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

（会計帳簿の整備等）

第28条 助成事業者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（産業財産権等の帰属）

第29条 当該助成事業に基づく発明、考案等に関する産業財産権等は、助成事業者に帰属する。

- 2 助成事業者は、助成事業を開始した会計年度から完了した日の属する会計年度の終了後5年間において、前項の規定による産業財産権等の取得、譲渡、実施権の設定等をしたときは、速やかに「ふくしま農商工連携ファンド事業産業財産権届出書（様式第15号）」を理事長に提出しなければならない。

（事業化等状況報告）

第30条 助成事業者（農商工連携支援機関を除く）は、助成事業が完了した日の翌日の属する会計年度から平成31年度までの毎会計年度終了後、30日以内に当該助成事業に係る過去1年間の事業化等状況について、「ふくしま農商工連携ファンド事業化等状況報告書（様式第16号）」を理事長に提出しなければならない。ただし、助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、この限りでない。

（立入検査等）

第31条 理事長は、助成事業の適正を期するために必要があると認めたときは、助成事業者の事務所、事業所等に立入り、関係書類、帳簿、その他の物件等を検査することができる。

（補則）

第32条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日に遡及して施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。



別表（第5条関係）

(1) 農商工連携創出事業

助成対象事業	助成対象経費の区分	内 容
新商品や新サービスに関する事業可能性の調査や、新たな技術の開発や既存技術を活用した新商品・新サービスの開発、試作品の開発・改良及び試作品等の市場評価の収集や展示会への出展などの販路開拓に必要な事業等のいずれか又はこれらを組み合わせた事業	謝金	専門家謝金、委員等謝金
	旅費	専門家旅費、委員等旅費、職員等旅費
	原材料費	主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
	機械装置・工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、修繕、借上に要する経費
	委託費	原材料の再加工、設計等の外注加工に要する経費、大学、研究機関等への委託又は共同研究に要する経費、先行技術に関する調査・分析及び市場に対する調査・分析などに要する経費、試作品の求評等の委託やコンサルティングに要する経費、品質表示等の取得に要する経費 (ただし、技術開発等に要する経費の全部又は技術開発等の主要な部分を委託するものを除く。)
	会場設営運営費	会場借料、製品等運搬費、小間作成費、会場装飾等に要する経費
	その他の事業費	産業財産権の導入又は出願等に要する経費、広告宣伝費、事務費その他、理事長が特に必要と認めた経費

※ 各経費区分には、それぞれの調達に要する経費(消費税並びに地方消費税及び運搬費等)を含む。

※ 中小企業者等が連携体の構成員から調達する農林水産物は、利益をのせない原価取引(市場取引価格未満)で調達する場合のみ、助成対象とする。

(2) 農商工連携支援機関による支援事業

助成対象事業	助成対象経費の区分	内 容
農商工連携創出事業に取り組む連携体の事業化の促進に要する経費	謝金	講師謝金、外部専門家謝金
	旅費	講師旅費、外部専門家旅費、職員旅費
	事務経費	会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、広告宣伝費、市場調査費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費
	その他の経費	その他、理事長が特に必要と認めた経費